

広島県告示第七百十二号

次の医療機関の開設者から、救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条の規定による救急業務に関し協力する旨の申出があったので、救急医療機関として認定した。

平成二十四年八月二十三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

名 称	福山市民病院	所 在 地	効力を有する期限	備 考
なんば医院	福山市蔵王町五丁目三番一号	府中市土生町一五七二番地一	平成二十七年八月二三日	更新
			平成二十七年八月二三日	更新